

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	地方税の賦課事務(不動産取得税)に係る基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東京都知事は、地方税の賦課事務(不動産取得税)において、個人番号を利用するにあたり、特定個人情報の不適正な取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東京都知事

公表日

令和7年4月22日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	地方税の賦課事務(不動産取得税)
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none">・地方税法に基づき、不動産の取得を課税客体として、当該不動産の取得者に対し不動産取得税を課している。・特別区内においては、固定資産税(土地・家屋)システムより登記情報等を不動産取得税システムに取り込み、不動産の取得の事実等についての状況を把握している。・特別区外においては市町村より取得通知を受領し、東京法務局より受領する登記情報等と照合等を行い、不動産の取得の事実等についての状況を把握している。・不動産の取得の事実や非課税・減免の要件等について、不動産の取得者(納税義務者)等から申告書等を受け付ける。・取得通知、申告書等の内容、納税通知書等の送付先の調査結果等を不動産取得税システムに登録し、賦課決定を行う。・賦課決定を行った後、納税通知書等を発付する。・居住地を要件とする軽減制度の適用の有無の調査及び返戻となった納税通知書等についての送達先の把握のため、住民票の写しの交付請求又は住民基本台帳ネットワークシステムを利用する。納税者の氏名・住所については、不動産取得税システム又はあて名管理システムに登録するが、個人番号は登録できないシステムとしている。・納税者からの農地の生前贈与に係る徴収猶予の届出(以下「農地猶予届出」という。)及び同徴収猶予に係る農林水産大臣、市町村、農業委員会からの通知(以下「農地猶予関係通知」という。)については、個人番号の提供を受けるものであるが、個人番号は登録できないシステムとしている。・納税義務者からの申請があった場合に、不動産取得税価格等証明書を交付する。
③システムの名称	税務総合支援システム(不動産取得税システム)、住民基本台帳ネットワークシステム

2. 特定個人情報ファイル名

不動産取得税課税事務ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項別表第24項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施しない]	<p><選択肢></p> <ul style="list-style-type: none">1) 実施する2) 実施しない3) 未定
②法令上の根拠	—	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	主税局資産税部固定資産税課
②所属長の役職名	固定資産税課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	東京都主税局資産税部計画課 163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎23階中央 03-5388-3002
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	東京都主税局資産税部固定資産税課 163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎23階北側 03-5388-3009
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類

[基礎項目評価書及び全項目評価書]

<選択肢>

- 1) 基礎項目評価書
- 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書
- 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書

2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用

目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[]委託しない

委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

[○]提供・移転しない

不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か

[]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[<input type="radio"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクに対して、必要な情報以外を誤って登録することが無いような画面形式の工夫や不正使用ができないようシステム対策を講じている。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する

<p>最も優先度が高いと考えられる対策</p>	<p>[]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
<p>当該対策は十分か【再掲】</p>	<p>[]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<p>判断の根拠</p>	<p>[]</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月28日	I 1. ②	<p>(略)</p> <p>・市町村より取得通知書及び登記通知(写)を受領し、不動産の取得の事実等についての状況を把握している。</p> <p>・軽減制度の適用の有無の調査及び戻りとなった納税通知書等について、送達先を把握する必要がある。そのため、住民票の写しの交付請求又は住民基本台帳ネットワークシステムを利用する。納税者の氏名・住所については、不動産取得税システム又はあて名管理システムに登録するが、個人番号はシステムへの登録はできない。</p> <p>(略)</p>	<p><変更></p> <p>(略)</p> <p>・特別区外においては市町村より取得通知を受領し、東京法務局より受領する登記情報等と照合等を行い、不動産の取得の事実等についての状況を把握している。</p> <p>・居住地を適用要件とする軽減制度の適用の有無の調査及び戻りとなった納税通知書等について、送達先を把握する必要がある。そのため、住民票の写しの交付請求又は住民基本台帳ネットワークシステムを利用する。納税者の氏名・住所については、不動産取得税システム又はあて名管理システムに登録するが、個人番号はシステムへの登録はできない。</p> <p>(略)</p>	事前	実態に合わせて修正
令和5年7月28日	I 3	<p>・番号法第9条第1項別表第一第16項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条</p>	<p><変更></p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表第一第16号</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条</p>	事前	実態に合わせて修正
令和5年7月28日	II 1	平成31年4月1日時点	<p><変更></p> <p>令和5年4月1日時点</p>	事前	実態に合わせて修正
令和5年7月28日	II 2	平成31年4月1日時点	<p><変更></p> <p>令和5年4月1日時点</p>	事前	実態に合わせて修正
令和7年3月7日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一第16項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条</p>	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第24項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条</p>	事前	前回PIA時からの時点更新

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月7日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ	東京都主税局資産税部固定資産税課 163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第 一本庁舎23階北側 03-5388-3008	東京都主税局資産税部固定資産税課 163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第 一本庁舎23階北側 03-5388-3009	事後	前回PIA時からの時点更新
令和7年3月7日	IV. 8 人為的ミスが発生する リスクへの対策は十分か		十分である	事後	様式変更に伴い追記
令和7年3月7日	IV. 8 判断の根拠		特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプ ロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミ スが発生するリスクに対して、必要な情報以外 を誤って登録することが無いような画面形式の 工夫や不正使用ができないようシステム対策 を講じている。	事後	様式変更に伴い追記